

一般事業主行動計画

萩尾高圧容器株式会社

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日～令和5年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

- 令和 2年12月～ 育児・介護休業法の改正内容について顧問社労士から情報収集する。(子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得等について)
- 令和 3年 1月～ 収集した情報を基に「育児・介護休業等に関する規則」を改正し、その内容を労働者へ周知するとともに、労基署へ提出する。
- 令和 3年10月～ 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について、「育児・介護休業等に関する規則」を基に労働者に周知を図り、社内の各部署においても認識を統一する。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和 3年10月～ 労働者全員の前1年間の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和 4年 1月～ 各部署において、令和4年4月1日からの年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和 4年 3月～ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書を締結し、労働者の年次有給休暇の取得促進を図る。
- 令和 4年 4月～ 平成31年4月から年5日の年休を労働者に取得させることが会社の義務となっていることを再度全労働者に説明し、年休の取得促進を図る。
- 令和 5年 2月～ 労使協定書の内容を履行できているのかを確認・検証し、次年度の年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の内容について労使で協議をすすめる。